

現代中国における「しつけ」「児童虐待」研究の動向

磯部 香

高知大学人文社会科学系教育学部門

Trends in Research on Discipline and Child Abuse in Contemporary China

ISOBE Kaori

1) Kochi University Faculty of Education,

要 約

本論文では、今後の中国現地調査の前段階として、現代中国の「しつけ」「児童虐待」に関する研究動向を整理することを目的としている。また既存研究の中でも、調査で得られた知見と法解釈の両者から捉える。2000年前後から、子どもの権利保護と子どもを捉える眼差しの変化が見受けられ、急速に（児童）虐待に関する法整備が進んでいる。その一方で児童虐待を統括するような法整備がまだなされておらず、各々の法律の見解や対処等の連携があまりとれていないことも指摘されている。さらに保護者としての役割の明確化・強化も行われており、家庭での親役割が注視されている。

また虐待やしつけに関する調査結果を概観すると、日本と韓国の母親たちを対象とした調査ではしつけと虐待の境界に悩み葛藤を覚えていることが分かった。今後中国にて調査を実施する予定であるが、中国で実施された調査を要覧すると、伝統的な子育て観が混ざり合いながらも、児童虐待に対する認識が深化していること、将来の子どもの人格形成を視野に入れたしつけを考えている若い世代が生まれ始めていることが明らかとなっている。

キーワード： 中国, しつけ, 児童虐待, 反家庭暴力法

1. 目的

ここ近年、中国を含めた東アジアの家族は大きく変化を遂げている。東アジア地域全体が、急速な少子高齢化が到来しており、子どもや高齢者に対する意識や規範が再構築されている。子どもに対するしつけ、虐待の線引きも、そのひとつであろう。近年、日本においても「しつけ」と「虐待」の鑑別・峻別に関する研究が盛んにおこなわれ始めている。

「しつけ」と「虐待」の間に、「懲戒」と「体罰」が連続的線形として存在しているが、「懲戒」と「体罰」が入ることで「しつけ」と「虐待」の境界線を曖昧になってしまうこと、「しつけ」は養育者の置かれている環境や子ども及び他の成員との相互作用によって認知され表出されるものであるため、境界が曖昧なものであることから、養育者側からではなく、子どもの権利を起点とした「しつけ」と「虐待」の明瞭な境界線が求められているという指摘がある（何・大河内, 2022）。

また大石千歳（2022）の自由記述データ分析では、母

親たちは「しつけは子どもへの愛情が伴った行為であること、親のイライラなどの感情による暴力は虐待であり、合理的理由のない暴力も虐待」（64頁）と捉えており、厚生労働省の体罰等に頼らない子育て推進検討会の見解とは多少の乖離があることを明らかにしている。

また前掲の何・大河内も大石も述べているが、ネグレクトや怠慢等を含めた、不適切な養育＝マルトリートメント（maltreatment）の広い概念を導入すると、しつけ、虐待の捉え方が違ってくことも付け加えておかなければならない。武田信子（2021）によれば、教育強制＝虐待、そして教育の剥奪＝ネグレクトと位置づけ、教育の強制と剥奪の双方を合わせてマルトリートメントとみなしている。特筆すべきは、親による教育の強制は教育熱心の延長線上にあり、教育の共生と教育熱心の境界線は曖昧であるという点にある。つまり、しつけや虐待は教育熱心と表裏一体の可能性もあること、またマルトリートメントという広い概念を使用することで、ネグレクトや怠惰といった教育の剥奪をしつけと虐待の概念にどのよう

に組み込めるかを再検討できるという点である。

次に、東アジア社会を射程におき、長期にわたり、日本と韓国両国の母親に対し子どもへの「しつけ」や「虐待」に関する国際比較調査を実施している李璟媛・呉貞玉・篠原久枝著の「しつけと虐待に関する意識と実態－韓国の未就学児の親調査に基づいて」(2019)を縦覧する。韓国語にて「しつけ」は「訓育：フンユク」に該当し、長年、訓育のための体罰を子どもに対する愛情の発露として容認されていたのが、近年これが社会問題化しており、児童福祉法違反で逮捕されているケースが増えていることを挙げている。李らの調査の結果によると、「母親の多くは、躰のために体罰はある程度肯定するが、それが子どもの心や体に傷を与える場合は、虐待になると考えて」(33頁)おり、自分の行っていた「しつけ」が虐待であったのではないかと、しつけと虐待の狭間で葛藤を抱える母親たちが半数いたことを明らかにしている。

日本の調査においても、しつけが虐待に当たるとはならないかと悩んでいる母親たちが半数おり、「大声で叱った」、「たたいた」後、後悔にさいなまれるケースもあり、意識では体罰のためのしつけは否定しているものの、実態としては感情の高まりによるコントロールの困難さにより、自身の子どもに対する言動に葛藤を抱えていることも解明している(篠原・李・呉, 2020)。

次に、著者の調査研究フィールドである中国ではどうかであろうか。中国語で「しつけ」に当てはまるのは、「日常礼仪(儀)教育：richangliyijiaoyu」かもしくは「家教：jiajiao」であろう。「日常礼仪教育」及び「家教」も、礼儀・道徳社会常識を含み、主に家庭で行われる教育である。「日常礼仪教育／家教」の中に、日本や韓国のように体罰や懲戒が含まれるのどうか、そして自身の子に対し「日常礼仪教育／家教」を行うことで保護者がどのような葛藤を抱えるのかどうかについて今後中国調査で明らかにしたいと考えているが、「虐待」に関しては、憲法において禁止を言明している。

「中華人民共和国憲法(2018年修正文本)」第49条3項¹には、

婚姻、家庭、母親和児童受国家的保护。夫妻双方有实行计划生育的义务。父母有抚养教育未成年子女的义务，成年子女有赡养扶助父母的义务。禁止破坏婚

姻自由，禁止虐待老人、妇女和儿童。(筆者下線)

とある。下線部を訳すと、児童は国家の保護を受けること、父母は未成年の子どもの養育・教育義務があること、そして老人虐待、婦女と児童の虐待を禁止することが憲法に明文化されている。無論、この虐待は家庭内や家族成員とは限らない。だが、少子化と急速な変化に伴い家族成員での子育てが難しい時代に入ってきたと言われるここ近年の中国の事情を考慮し、本論文においては家族に係る先行研究及び法律に特化して論及したい。

また本論文の位置づけについて少し説明する。コロナが収束した後、中国での家族、学校、社会連携機関等を対象として「しつけ」や「虐待」に関する調査を実施する予定である。そのため調査設計の前段階として、まず中国の「しつけ」、「児童虐待」の研究動向の整理を行いたい。さらに本研究は中国調査のみに留まることなく、東アジアという視点を導入し、主に日本・中国・韓国に徹底した家族関係・ジェンダー等の社会構造に対する課題や問題点も炙り出したいと考えている。

2. 中国における「しつけ」・「虐待」・「マルトリートメント」研究

本章では、中国のしつけ・虐待調査に関する先行研究を整理する。問題が深刻かつ顕在化するからか、しつけよりも虐待に関する先行研究は散見されるものの、日本では中国のしつけや虐待に関する調査研究は多いとは言えない状況にある。

次章で「反家庭暴力法」について触れるが、中国にて虐待等の家庭内暴力が本格的に議論され、法制化の道をたどったのは2000年代前後のことである。白瑞(2017)は「中国人の「家の醜いことは外へ出してはいけない」といった伝統的思想」(216頁)があること、さらに何星雨・倉持清美(2022)は、「家务事：jiawushi」と家で起きたことは外部を頼らず、家の者で解決しなければならないという考え方があり、家庭内における暴力や虐待に対し措置を講じるのが遅れたのではないかと推察している。

しつけにかんしては、劉妮(2017)の中国と日本の家庭における親の養育行動・態度比較調査がある。日本のEMBU(Enga Minnen av Barndoms Uppfostran)尺度を用いて父母の養育行動・態度について日中の大学生を対象

¹ 全国人民代表大会, 2018, 『中華人民共和国憲法(2018年修正文本)』第49条3項 <https://flk.npc.gov.cn/xf/html/xf2.html> (閲覧日: 2022年11月19日)

として量的調査を実施している。分析の結果、日本人大学生よりも中国人大学生の方が父母のしつけを拒絶する傾向が強いが、情緒的なしつけを受けている。さらに中国人大学生の方が親のしつけは厳しいが、親との距離感を保つ一方で、親子関係は密接であること、成績への期待や過干渉は中国が強いことが明らかとなっている。劉は自身の体験から、日本よりも中国のほうが親としての役割を十分自覚していないこと、それゆえに親のしつけを中国人大学生は過干渉と感じるのではないかと推察している。この背景には共働きの父母に代わり、祖父母の「隔代教育」やベビーシッターへの子育ての外部化があり、それにより親役割の習得が難しいこと、また子どもへの期待も学力や成績に重きが置かれるため、親からの自立が困難であることから、親と子の役割遂行の齟齬を問題として挙げている。

次に児童虐待に関する研究を見てみよう。

前掲の何星雨・倉持清美（2022）の論文では、子どもがまだいない地方都市在住の若年既婚女性を対象とし、児童虐待に関する認識について子ども観や児童虐待の認識に関して質的調査を実施している。分析の結果、総合的には現代の若年女性の児童虐待への認識が深まっていること、子ども優先の子ども観・家族観が備わっていること、子どもの心身の健全発達と人格形成を関連付けて考えていること、その一方で子どもは親の所有物であったり、「軽度の身体的暴力をしつけや子どもを脅すための有効な手段と認めている」（18頁）たりする、いわゆる伝統的な子ども観も有していることが明らかとなった。このことから何・倉持は、若年層においても、暴力・ネグレクトを受けた子どもへの心身の悪影響を理解し、そして科学的知に基づくしつけを学ぶ重要性と説いている。

マルトリートメント尺度を用いた研究では、中国都市部で父親と母親を対象とし、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」項目からマルトリートメント傾向指標を生成し、質問紙調査を行っている研究がある。分析の結果、母親のほうが身体的虐待、心理的虐待の実行頻度が高く、母親は子どもの性別や年齢とマルトリートメントの頻度に差が見られず、父親は女兒よりも男児に身体的虐待と心理的虐待を実行するが、年齢では差が見られなかったと3点の知見を挙げている。（唐・矢嶋・桐野・中嶋，2006）。

3. 「反家庭暴力法」とは？

2015年、反家庭暴力法が公布された（2016年施行）。1995年に北京での国連第4回世界女性会議の開催により家庭内暴力の社会問題と認知されるようになり、その後、2000年代以降、家庭暴力の禁止・家庭暴力における国の措置について、婚姻や女性・子ども・障がい者・高齢者に係る法律が次々と改訂されていき、2015年に「家庭暴力とその防止等について包括的に規定する中国で初めての単独の法律」（85頁）として反家庭暴力法が制定された（岡村，2016）。明確に家庭内暴力を定義した点においても画期的な法律であると言える。

反家庭暴力法は「第一章 总则（総則）」、「第二章 家庭暴力的预防（家庭暴力的予防）」、「第三章 家庭暴力的处置（家庭暴力处置）」、「第四章 人身安全保护令（人身安全保護令）」、「第五章 法律责任（法律責任）」、「第六章 附则（付則）」に分かれており、全38条²で構成されている。前掲の岡村志嘉子の法律訳を参考にしながら、反家庭暴力法を見ると、

第一条 为了预防和制止家庭暴力，保护家庭成员的合法权益，维护平等，和睦，文明的家庭关系，促进家庭和谐，社会稳定，制定本法。

（岡村訳：家庭暴力を予防し、及び阻止し、家族の構成員の合法的権利を保障し、平等、円満かつ礼儀正しい家族の家庭を維持し、家庭の調和及び社会の安定を促進するため、この法律を制定する。）

第二条 本法所称家庭暴力，是指家庭成员之间以殴打，捆绑，残害，限制人身自由以及经常性谩骂，恐吓等方式实施的身体，精神等侵害行为。

（岡村訳：この法律において家庭暴力とは、家庭の構成員における殴打、縛り上げ、障害及び身体の自由の制限並びに日常的な罵倒、脅迫等の方法によって行われる身体及び精神を侵害する行為をいう。）

第三条 家庭成员之间应当互相帮助，互相关爱，和睦相处，履行家庭义务。

反家庭暴力是国家，社会和每个家庭的共同责任。国家禁止任何形式的家庭暴力。

（岡村訳：家庭の構成員の間においては、互いに助け合い、互いを大切にし、仲睦まじく暮らし、家庭

² 中华人民共和国人民政府，2015，「中华人民共和国反家庭暴力法（主席令第三十七号）」
http://www.gov.cn/zhengce/2015-12/28/content_5029898.htm（閲覧日：2022年11月30日）

の義務を履行しなければならない。

家庭暴力に反対することは、国、社会及び家庭の共同の責任である。

国は、いかなる形の家庭暴力も禁止する。）

とあり、家庭の調和と社会の安定の促進のために本法律が制定されたとある。また第2章には身体的暴力の他、精神的暴力も家庭内暴力に含まれると明記されたのも特徴である（黄・武田・鈴木，2016）。また、第3章では家庭の在り方について言及しながらも、家庭暴力は私的領域を超え、社会そして国家の責任として捉えている。さらに反家庭暴力の啓もう活動と教育を行い、国民の反家庭暴力の意識の強化、学校と幼稚園での家庭の美德と反家庭暴力教育の遂行（第2章第6条）³も明記されている。

また「未成年者、高齢者、障害者（ママ）、妊娠・授乳期の女性及び重病患者」（第1章第5条）への特別な保護や、未成年者の後見人への態度や職責、家庭暴力をふるってはならないこと（第2章第12条）⁴ことも明記されている。さらに、第3条第14条においては、

第十四条 学校、幼儿园、医疗机构、居民委员会、村民委员会、社会工作服务机构、救助管理机构、福利机构及其工作人员在工作中发现无民事行为能力人、限制民事行为能力人遭受或者疑似遭受家庭暴力的，应当及时向公安机关报案。公安机关应当对报案人的信息予以保密。

（岡村訳：学校、幼稚園、医療機関、住民委員会、村民委員会、社会事業サービス機構、保護管理機構

及び福祉機構並びにその職員は、民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者が家庭暴力を受け、又は受けている疑いがあることを職務遂行中に知ったときは、速やかに公安機関に通報しなければならない。公安機関は通報者に係る情報の秘密を守らなければならない。）

と、学校や幼稚園の教育機関の職員においても暴力を受けている、もしくは受けている疑いの場合、公安（警察機関）への通報義務を説く。前掲の白瑞（2017）は、反家庭暴力法は草案よりも子どもの利益の保護の強化が見て取れる一方、夫婦間暴力・児童虐待、あるいは高齢者虐待においても、家庭暴力全般に適用できることで児童虐待の特性が不可視化する可能性があることを指摘している。また児童虐待に関する課題も言及しており、例えばネグレクト等の虐待に関しては明文化されていないこと、公安機関・警察機関への通報義務とあるが、警察機関に児童虐待に関する専門性が備わっているのかどうかということ、「子どもが軽度の家庭内暴力を受けた場合に、訓戒書制度と行政処罰によって対応」（231頁）とあるが、これで子どもの利益を守れるのかどうかは不明瞭であること、さらに親子分離措置となった場合、福祉施設が長期的に虐待を受けた子どもを保護・養育できる体制が現行の福祉制度では整備されているとは言い難い状況であること等の課題を挙げている。

また反家庭暴力法のみならず、児童虐待に関する法律を分析している前掲の黄・武田・鈴木（2021）は、特に2000年代以降、中国政府は家庭内の暴力に注視し、未成年保護のための制度づくりをおこなっていると提示する。その反面、①児童虐待に関する法律が未統一であり他の

³ 前掲注1, 中华人民共和国人民政府, 2015, 「中华人民共和国反家庭暴力法（主席令第三十七号）」

第六条 国家开展家庭美德宣传教育, 普及反家庭暴力知识, 增强公民反家庭暴力意识。· · · (中略) · · · 广播、电视、报刊、网络等应当开展家庭美德和反家庭暴力宣传。学校、幼儿园应当开展家庭美德和反家庭暴力教育。

（岡村訳（2016）：国は、家庭の美德について広報と教育を行い、反家庭暴力の知識を普及させ、国民の反家庭暴力の意識を強化する。· · · (中略) · · · ラジオ、テレビ、新聞雑誌、インターネット等は、家庭の美德及び反家庭暴力についての広報を行わねばならない。学校及び幼稚園は、家庭の美德及び反家庭暴力についての教育を行わねばならない。）

http://www.gov.cn/zhengce/2015-12/28/content_5029898.htm （閲覧日：2022年11月30日）

⁴ 前掲, 中华人民共和国人民政府「中华人民共和国反家庭暴力法（主席令第三十七号）」

第五条 (前略) · · · 未成年人、老年人、残疾人、孕期和哺乳期的妇女、重病患者遭受家庭暴力的, 应当给予特殊保护。

（岡村訳（2016）：未成年者、高齢者、障害者、妊娠・授乳期の女性及び重病患者で家庭暴力を受けた者については、特別な保護を行わなければならない。）

第十二章 未成年人的监护人应当以文明的方式进行家庭教育, 依法履行监护和教育职责, 不得实施家庭暴力。

（岡村訳（2016）：未成年者の後見人は、礼儀正しい方法で家庭教育を行い、法に従って後見及び教育の職責を果たさねばならず、家庭暴力を行ってはならない。）

http://www.gov.cn/zhengce/2015-12/28/content_5029898.htm （閲覧日：2022年11月30日）

法律の中に散在しているため、整理が必要であること、②児童虐待が発生したときの対応手順、支援等についてほとんど明確に規定されておらず、自治体によって対応が異なる可能性が出てくること、この2点を課題として挙げている。

また近年において2021年10月23日に「家庭教育促進法」⁵が制定された。この第2章第23条には、

第二十三条 未成人的父母或者其他监护人不得因性别、身体状况、智力等歧视未成年人，不得实施家庭暴力，不得胁迫、引诱、教唆、纵容，利用未成年人从事违反法律法规和社会公德的活动。

(未成年の父母或いはその他監護者が性別、身体状况、知力等で未成年を差別してはならない、家庭暴力を行ってはならない、脅迫、誘惑、教唆、放任、未成年を利用して、法律法規や社会道徳に違反する活動を行わせてはならない。)

とあり、家庭内暴力にも触れている。この家庭教育促進法制定には、少子高齢化や急速な変化に伴い、「家族の機能が変容し、子供に何をどのように教えるべきかに悩む保護者が増え、未成年者へのネグレクト、知育偏重等の問題が社会の注目を集めている」ことが背景としてあり、現政府は、家庭・社会・学校の三位一体で、家庭教育の強化を図ることを目的としている(湯野, 2022: 28頁)。今後、家庭教育促進法に関する法解釈の研究を待たねばならないが、家庭教育促進により、家庭での保護者の責任が明確化・強化されたことで、虐待であると明確に線引きできないような、グレーゾーンに該当する「しつけ」や、反家庭暴力法に明文化されなかったネグレクトをどのように変容させていくのか、もしくはさせようとしているのかを検討する必要があるだろう。

4. 今後の中国調査に向けて

以上、中国を中心とした、しつけ、虐待に関する既存研究をまとめ、以下の4点を今後の中国調査までに検討すべきであることが明らかとなった。

1. 中国において、家庭の中の子どもへの虐待に関して議論され始めたのが2000年代前後からであること、2000

年代以降、急速に子どもの養護や権利に対して措置を講じることが検討され始めている。家の問題は家で解決するという伝統的な思想から、国家・社会・教育機関が介入し、解決するということが明文化されていったことで、2000年以降、実態として、しつけや児童虐待の捉え方がどのように変容しているのか、子どもの権利の保護の視点がどこまで浸透しているのかを、家族・学校・社会の3方面から明らかにする必要がある。

2. しつけの概念の整理が必要である。虐待に関する文献は散見するが、中国のしつけに関する文献は僅かしかない。今後中国語の文献を渉猟するにあたり、中国語での「日常礼仪教育/家教」と近似しているのかどうか、再度「日常礼仪教育/家教」への意味付与について文献や辞書等を紐解き検討する必要がある。
3. 虐待は日本語にも中国語にもあるが、今一度、虐待にどのような意味付けがなされているのか、どこからどこまでを虐待とみなすのかの範囲を調査で明らかにせねばならない。日本と中国、及び、韓国の虐待の意味付与の範囲の差異やその差異がどこから来るものなのかを調べるのが東アジアの家族規範・子ども規範、そして社会構造の一端を明らかにすることにつながる。
4. 既存のしつけや虐待の他に、新たにマルトリートメントの分析視点を加え、しつけや虐待よりもより広く不適切な養育を広範囲に捉えることが必要である。

引用文献

- 李環媛・呉貞玉・篠原久枝(2019): しつけと虐待に関する意識と実態—韓国の未就学児の親調査に基づいて、岡山大学大学院教育研究科研究集録, 第172号, pp. 23-34.
- 大石千歳(2022) 母親はしつけと虐待の境界線をどう認識しているか?: 自由記述データの分析により児童虐待の「しろうと理論」を探る, 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 第57号, pp. 55-65.
- 岡村志嘉子(2016): 中国の反家庭暴力法, 外国の立法 No. 269, pp. 84-96.
- 何星雨・倉持清美(2022): 中国浙江省における高学歴の子どもにいない既婚若年女性の児童虐待の認識, 日本家政学会誌, Vol. 73, pp. 10-20.
- 何慕・大河内彩子(2022): 児童虐待における養育者の認識について—しつけと虐待の間—熊本大学医学部保健

⁵ 中华人民共和国人民代表大会, 2021, 「中华人民共和国家庭教育促进法」

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/8d266f0320b74e17b02cd43722eeb413.shtml>

(閲覧日: 2022年11月30日)

- 学科紀要, 第18号, pp. 37-45.
- 黄倩・武田莉央・鈴木崇之 (2021) : 中国における児童虐待対応に関する法制度の 歴史的変遷に関する考察ー中国未成年者保護法および関連法制の変遷に着目してー, ライフデザイン学研究, 17, pp. 269-294.
- 篠原久枝・李璟媛・呉貞玉 (2020) : しつけと虐待に関する意識と実態ー宮崎県における未就学児の親調査に基づいて, 宮崎大学大学院教育学部紀要, 第94号, pp. 139-159.
- 武田信子 (2021) : やりすぎ教育ー商品化する子どもたちー, ポプラ新書 208, pp. 52-92.
- 唐軼斐・矢嶋裕樹・桐野匡史・中嶋和 (2006) : 中国都市部における父母の幼児に対するマルチリートメント傾向, 日保学誌, Vol. 9, pp. 16-23.
- 白瑞 (2017) : 中国反家庭暴力法の立法経緯と特色, 大学院研究年報, 第46号, pp. 215-237.
- 劉妮 (2017) : 日本と中国の家庭文化の比較を通じた親のしつけの差異ー両国の大学生を対象としてー, 臨床心理学専攻・カウンセリングセンター研究紀要, 第11巻, pp. 61-71.
- 湯野基生 (2022) : 【中国】家庭教育促進法の制定, 外国の立法, No. 290-1, pp. 28-29.